

答申行政第70号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成29年4月13日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「岡山県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24、25年度分）及び公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式1-3】懲戒処分等（3）（体罰に係るもの）（平成24、25年度分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「個別報告書、教員の部活動指導中の不適切な指導について（報告書）・顛末書及び体罰に係る懲戒処分の状況一覧（平成24、25年度分）」を特定した上で、そのうちの一部に、条例第7条第2号に該当する非開示情報が含まれていることから当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成29年6月15日付けで、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成29年6月28日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成29年8月29日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、「一部開示決定処分を取消し、変更するとの決定を求める」ものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

今回一部開示を受けた公文書のうち顛末書の本文内容については、条例第7条第2号に照らし、個人の識別可能性のないもの、又は個人の権利利益を害するおそれのないものであり、違法な非開示部分を含むものである。

また、顛末書の本文内容については、完全に黒塗りで何ら有意な情報が含まれていない部分が大量に含まれている。審査請求人が数えたところ、237枚中53枚に及んでおり、文書全体の相当量を占めているといっても過言でない。これらについても1枚あたり10円の実費とその重量に相当する送料を審査請求人は負担させられている。このような無意味な一部開示処分はされるべきではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件処分において開示しないとした部分は、個別報告書の児童生徒の個人が識別可能な部分、教員の部活動指導中の不適切な指導について（報告書）の児童生徒の個人が識別可能な部分並びに教員の年齢、生年月日及び顛末書の本文内容である。

審査請求人が開示を求めている顛末書の本文内容の非開示部分の考え方についてであるが、条例第7条第2号において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示対象から除外されており、条例解釈運用方針（平成8年9月11日制定）において、「カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの」については、その全部を非開示とすることとなっている。

本件で非開示とした顛末書の本文内容については、まさに条例解釈運用方針に規定する「反省文」と同等の性質の文書であるため、開示することができない。したがって、本件処分は、適切である。

また、黒塗りの文書53枚の開示について、顛末書の本文内容については、上記の理由から開示することはできないため、完全に黒塗りとならざるを得ないが、例え黒塗りの紙であっても、それを交付することにより（文字の大小などによる個人差、事案の複雑性による差等はあるが）、顛末書の作成者がどれほど丁寧に（又は逆に簡単に）自らの心情等を整理し、報告を行ったかということを知ることができると判断し、実際に53枚に及ぶ黒塗りの作業を行った上で交付したものであり、審査請求人の主張も理解はできるものの、そのことのみをもって、本件処分が条例の趣旨を逸脱した不当な処分とまではいえない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、「教員の部活動指導中の不適切な指導について（報告書）・顛末書」（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項（公文書の一部開示）の規定について

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」ことを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書のうち、実施機関が非開示とし、審査請求人が開示を求めている顛末書の本文内容が、上記2で示した条例第7条第2号（個人情報）の規定に該当する

か否か、及び全部黒塗りにして開示したことが条例第8条第1項(公文書の一部開示)の規定の運用において適当であるかについて、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

審査会で見分したところ、顛末書の本文内容には、体罰が発生した日時や場所、発生状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と、加害教員の反省等の心情を記載した部分とが含まれている。

このうち、事実関係を記載した部分については、体罰事件に関して実施機関等に報告された事実がおおむね記載されており、加害教員等の職務遂行の内容に当たるものであるといえるが、事実関係を記載した部分においても、それぞれの事実経過と加害教員の反省等の心情を結びつけて記載されており、かつ、前後の文脈からこれを明確に区分することは容易ではない。

また、加害教員における反省等の心情を表した部分については、体罰事件を発生させたことに対する反省や後悔といった個人の内心を表現したものであって、教員の職務に関連する情報ではあるものの、職務遂行の内容に係るものであるとまでは認められない。

以上により、顛末書全体が反省文であると認められ、反省文は、個人の人格と密接に関わるものであることから、顛末書の本文内容は、条例第7条第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

(2) 条例第8条第1項の運用について

条例第8条第1項本文は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定する。

一部開示においては、一般的に、非開示部分を黒塗りにして削除の箇所と分量が開示請求者に分かる形で開示することが妥当である。仮に、削除の箇所と分量が分からない形で開示されると、開示請求者が一部開示の是非を争うことが困難になることがあるためである。

したがって、実施機関が全部黒塗りにした部分を含めて本件対象公文書全体を交付したことは、無意味な一部開示処分であるとまではいえない。

他方、条例第8条第1項ただし書は、不開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときには、その部分を開示する義務はないと規定しており、その部分は、開示請求者に交付しなくてもよいという趣旨である。

何が有意の情報であるかについて、実施機関の見解と開示請求者の見解が異なることがあることを考慮すると、開示請求者の意見を聴取して開示文書に含めるかどうかを判断する運用が望ましい。

4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8月29日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年 9月15日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成29年10月20日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成29年11月29日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成29年12月22日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成29年12月28日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。